

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者制度の継続について

1 指定管理を行う施設の名称及び所在地

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設

川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号

2 次期指定期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

3 指定管理者の応募方法

公募



28川宮生学第110号
平成28年 7月 8日

教 育 長 様

宮 前 区 長

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者制度の継続に係る教育委員会への付議について（依頼）

教育委員会事務の委任に関する規則（昭和47年教委規則第20号）に基づき、補助執行しております川崎市有馬・野川生涯学習支援施設が平成29年3月31日をもって指定管理期間の満了を迎えるにあたり、宮前区役所指定管理者選定評価委員会におきまして審議いただきましたところ、今後も指定管理者制度を継続することが適当であるとの結果をいただいたところでございます。

つきましては、この結果をご報告いたしますとともに、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者制度の継続について、教育委員会に付議の上、ご審議いただきますようお願いいたします。

添付資料

- 1 指定管理者制度活用事業総括評価シート
- 2 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設パンフレット

宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課
担当 関口
電話 888-3911